

令和5年 第4回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 4月27日(木) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸
8番 宮越 美秋

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第17号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和5年第4回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、2番松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日4月27日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、4月の業務報告について、でございます。

3日に、辞令交付式が行われております。先月の総会の際に、お伝えをいたしておりますけども、兵藤係長が福祉課に移動になりまして、その後任として、先ほどあいさつをしました金城係長が参っております。よろしく願いいたします。

14日に、「常設審議委員会」が開催をされております。

17日に、「宮崎県農業会議の巡回」が行われております。

18日、「高鍋町認定農業者協議会総会」が開催されており、会長が出席をしております。

26日、昨日になりますけど、「行政事務連絡員会」が開催をされております。

明日になりますけど、28日に、「JA児湯通常総代会」が開催され、会長が出席予定としております。

4月の総会関係ですけども、20日に現地調査を行いまして、本日27日が、総会となっております。

本日の総会終了後には、引き続き、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、よろしく願いいたします。

続きまして、5月の業務計画でございます。

11日と12日に、「農業者年金業務担当者会」が、開催をされます。

同じく12日に、「JA児湯管内総合農政推進協議会の幹事会」が開催をされます。

15日に、「臨時議会」が、開催をされます。

16日に、「市町村農業委員会事務局長会議」が、宮崎で開催をされます。

17日、「児湯農業改良普及事業推進協議会の先進事例研修会」が、開催をされます。

19日に、「農業委員会新任職員研修会」が、開催をされます。

23日になります。「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会総会」が、川南町で開催をされます。

24日、「児湯農業改良普及事業推進協議会幹事会」が開催をされ、私が出席をします。

30日と31日になりますけども、「全国農業委員会会長大会」が東京都で開催され、会長出席の予定となっております。

同じく31日に、「児湯農業改良普及事業推進協議会総会」がありまして、副会長が代理出席の予定となっております。

5月の総会関係でございますが、22日に現地調査、29日が総会となっております。

コロナの関係等、明けてきましたので、会議等盛りだくさんということで、今年度は始まっておりますので、研修会等が今後また開催されると思うので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告書を申し上げます。3ページを御覧ください。

2月28日総会承認分、農地法第5条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の資材置き場及び通路の件、3月28日付けで許可となっております。

3月28日総会承認分、農地法第4条、〇〇〇〇さんの一般個人住宅敷地の件、〇〇〇〇さんの一般個人住宅敷地の件、〇〇〇〇さんの露天駐車場の件、4月13日付けで許可となっております。

農地法第5条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの露天駐車場の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの宅地分譲の件、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの鶏舎用地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅用地の件、4月13日付けで許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の1件です。本日の議案第20号に関連しております。御確認ください。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから4ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第17号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題

とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5ページをお開きください。議案第17号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和5年3月23日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 1, 520㎡ ほか1筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申し出

担当委員 2番 坂本 実 推進委員

順番委員 5番 永友 定己 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第18号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。11ページをお開きください。

議案第18号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字○○字○○****番*

登記地目 畑 現況 宅地 617のうち79.83㎡

申請人 ○○○○

転用目的は、宅地の拡張です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番、説明します。申請者○○○○さん、先ほど言いました。○○***番*、面積617のうち79.83㎡の転用の申請です。

12ページ、13ページを開いてください。

13ページを参照していただくと、場所は中央の道路が県道杉安高鍋線、右が○○です。そこを上がってきますと、○○が右手にございます。

その東隣が申請地になります。申請地はこの波線の部分が○○○○さんの今の住居になっておりますが、その横のでこぼしたところの部分、この79.83㎡が今回の申請地になっております。

申請の理由であります、16ページをすみません参照していただいて。昭和54年に建物を建築した際に、排水処理の溜桝を設置しましたが、平成元年に物置等を増築しまして、その時の部分が無断転用になっていたことが今回の次の5条の案件にも係るのですが、その時に判明しまして、今回転用の申請がなされました。

既に宅地として、相当年使用しておりますので、土砂流出等の心配は無く、雨水は自然浸透、汚水については、浄化槽から溜桝を使って処理するというところで、万一責任が生じた場合は、責任を持って対処するということでした。

この度の件に関しては、始末書が添付されております。始末書の内容については、相続であった、夫がしたこと、自分あまり認識していなかったということが、書かれております。以上で説明を終わりますが、御審議の方お願いします。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地となります。

申請地は、既に溜桝や物置があり、住宅の一部が建っている状態です。

松井委員の説明のとおり、申請者の亡き夫が、昭和54年に住宅を建てられまして、その際に溜桝を設置したり、平成元年に住宅の増築をされた時に、農地の部分に越境をしていたということです。

始末書も申請書に添付されております。

本案件については、12ページから14ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

筆の一部の転用のため、15ページに実測図があります。かぎ型になっている土地⑧と書いてあるところがこの案件の測図です。それ以外の④が次の議案第19号番号1の案件です。実測した④と⑧の合計が登記簿の面積と異なっているため、所有者自身が宅地として利用する面積を優先して、申請面積は測量をした79.83㎡とし、次の議案に上げる面積は、登記簿の面積からこの案件の面積を引いた537.17㎡としています。

16ページは平面図です。かぎ型の土地に図のように溜桝や住宅の一部や物置があります。

雨水排水処理については、松井委員の言ったとおりです。

申請地は、埋蔵文化財の包蔵地ですが、新たな工事は行わないため届出は不要と高鍋町社会教育課で確認済です。

資金については、工事等は無く現状のまま使用するため、費用の発生はありません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いた

しました。

日程番号6、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。17ページをお開きください。

議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 宅地 617のうち537.17㎡

使用貸借です。

貸渡人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、建築業事業敷地です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番、説明します。第5条による使用貸借に関する許可申請です。先ほどの議案第18号案件との関連事項になりますが、所有者〇〇〇〇さんの敷地の西隣りになります。先ほどの申請した部分の面積を引いた、537.17㎡が対象面積となります。

22ページを開いていただきますと、借受人は〇〇〇〇さん、同社は〇〇一帯で管工事、水道事業を展開しておりますが、会社が〇〇にある関係上、町外の工事請負時に、備品保管等に苦勞していたということで、今回申請地はエリア内であって、利便性がよいということで、所有者から貸借する運びになったということです。

現状、碎石が敷き詰められており、土砂流出は問題無く、雨水は自然浸透、

また新しく工作物を作りにませんので、生活雑排水の発生はないということです。

万一問題が発生した場合、責任をもって対処する旨の一筆が書いてあります。

費用につきましては、ほぼ現状使用ということで、資金等は新しく発生しないということです。

賃貸料に関しては、あとで補足していただきます。以上、御審議をお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、生産性の低い農地であることから第2種農地となります。

先ほどの、議案第18号の案件と同じ筆の転用となっております。

申請地には、貸渡人の亡き夫が、昭和54年ごろに建てた事業用の倉庫、車庫があります。亡き夫が許可なく転用した事実を知ったのは最近のことで、相続した者として、深く反省をしているという始末書が申請書に添付されております。

本案件については、18ページから20ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。先ほどの案件と同じ筆で、筆の一部の転用のため、21ページに実測図があります。

22ページは平面図です。もともとあった倉庫はそのまま利用し、倉庫周辺は作業場や車両置き場に、道路から離れた北側を資材置き場とする計画です。

雨水排水処理については、松井委員の説明のとおりです。

資金については、土地代は使用貸借のため発生しません。

申請地は、埋蔵文化財の包蔵地ですが、新たな工事はないため届出は不要と、高鍋町社会教育課で確認済です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。17ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 現況 畑 442㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅建設です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。農地法第5条による所有権移転の申請案件です。

こちら先ほどの案件と関連しておりまして、譲渡人が〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇さん。この二人は親子関係になります。

申請地は、〇〇〇〇さんの敷地の東隣、****番*になります。24ページを参考にさせていただきたいと思います。

理由の詳細であります。現在は同居しておられるそうですが、この度、母親河田富佐江さんにより、申請地を建築用地として提供してもらおうという親子間のお話になったそうで、直樹さんも持ち家をそろそろ建てたいなという意向だったということで、実家の隣ということでもあり利便性もよく、適地であるということで、今回の申請となりました。

建物は27ページを参照いただきますと、敷地面積が442㎡、建築面積115.1㎡、平屋建て。

建築費用が〇〇〇〇円、その他工事費に〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円とのことで、費用につきましては、〇〇からの贈与ということで、提供を受けるという旨の証明書が添付してあります。

周囲はブロック塀等を設け、土砂流出を防ぎ、雨水は溜枡を経て、生活排水については合併浄化槽を経て、現在、申請地前の道路が、側溝建築中でありますので、そこに接続する予定ということであります。

万一問題が生じた場合は、責任を持って対処するということです。

別段問題は無かろうと思っておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、10haの規模の区域内にある農地で、第1種農地となります。

第1種農地ですが、申請地は連続した家屋の集落に接続した農地であるため、一般個人住宅は、不許可の例外の「集落接続」に該当し転用対象です。

本案件については、23ページから25ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

26ページは、配置図に雨水の処理を記載したもので、27ページは住宅の平面図です。

雨水排水の処理については、松井委員の説明のとおりです。

生活排水を道路側溝に排出する計画ですが、まだ完成しておりません。

側溝の完成後に手続きをするということを、宮崎県高鍋土木事務所に確認済みです。また、申請地は埋蔵文化財包蔵地のため、町社会教育課と工事の際に、職員が立ち会いをするということで協議済みです。

資金については、〇〇が提供をするということですが、〇〇である譲渡人の残高証明書が添付されており、資金について問題はないと考えます。以上で

す。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。28ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 1, 710㎡

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の宮越美秋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの所有権移転でございます。

申請地は10号線の〇〇交差点を〇〇方面に進むと、左側に〇〇があります。その先50メートルほど行くと、右に入る道がございます。それを70m

ほど行った右側の道路沿いに申請地がございます。

現状は少し草が生えていました。〇〇〇〇さんは〇〇を栽培される農業従事者でございます。今後はきれいにして、〇〇を植える予定だそうです。また、今回の案件に対して、〇〇さんの農地が〇〇さん〇〇で耕作しているところに面しているため、〇〇さんが農地を集約したいこともあり、また、〇〇さんも今回の土地の横に自分の〇〇があることから、お互いの利便性を考えた上での農地の交換ということになりました。

ちなみに、〇〇にある〇〇さんの農地もほぼ今回の1, 710㎡と大体同じくらいのような面積でした。

〇〇さんの農地は〇〇にございますので、〇〇の農業委員会にかけられるそうです。したがって、今回の対価は発生しておりません。以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか1筆 2, 658㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転の有償移転です。

〇〇さんは認定農業者で、お茶、早期水稻、キャベツなどの栽培をされております。

申請地は、〇〇のところを南へ70mほど行った、西側の1,436㎡及び、1,222㎡の農地です。

現地を確認したところ、登記上は水田ということですが、畑の利用しかできないようです。

金額は〇〇〇〇円ということですが、以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

はい。1 番。

[1 番]

全部で〇〇〇〇円ですか。

[推進委員 5 番]

はい。西側が現地を見たところ、竹とかああいうのが生い茂って、荒地のようなところですがそこは、そこで、そこらで話し合いがついたようです。以上です。

[議長]

そのほか質問はないでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか1筆 9,620㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。認定農家の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの互いの農地を交換しての所有権移転の申請です。

〇〇さんは、〇〇を中心に栽培されております。

申請地は〇〇字〇〇****番、地目現況ともに畑、1,811㎡と同じく〇〇字〇〇****番*、地目現況ともに畑、7,809㎡、合計、9,620㎡の2筆です。

農地の所在は、〇〇の〇〇さんから南に進み、〇〇さんの〇〇東側の道を更に東に入った奥の畑になります。

2筆は隣同士で、一枚になっていました。現在はマルチが張られた状態になっておりましたが、今後の地権者になります、〇〇さんによりますと、現段階ではまだ何も作付けをする考えは決まっていないということでした。

〇〇さんと〇〇さんのこの農地の所有権の対価は、後に説明しますが、〇〇さんと〇〇さんの間での所有権移転の方にもあたりまして、その畑との物々交換的な取引を〇〇さんが農地の集約をするために、〇〇さんに持ち掛けたもので、互いの面積は二反ほど差があるのですが、〇〇とみなし、互いの経費以外には〇〇の発生はないとのことで、取引を行いたいそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 7, 649㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。〇〇〇〇さんから認定農家の〇〇〇〇さんへの互いの農地を交換しての所有権移転の申請です。

〇〇さんは現在、非農家ですが、息子さんが飼育する繁殖用の〇〇のえさ用に飼料用作物栽培もされているようです。

申請地は4筆。まず、一筆目、〇〇字〇〇****番*、地目現況ともに畑、747㎡、二筆目同じく〇〇字〇〇****番*、地目現況ともに畑、2,350㎡。三筆目、同じく〇〇字〇〇****番*、地目現況ともに畑、2,450㎡、四筆目、同じく〇〇字〇〇****番*、地目現況ともに畑、2,102㎡、合計7,649㎡の4筆です。

申請地は、先ほどの3番の説明しました畑の右隣になります。一枚にひとまとめにされており、現地を確認した25日現在では、4月いっぱいまで耕作契約を先ほどの合意解約の件でなっておりました〇〇さんとの契約の件で、〇〇さんが現在まだ、飼料作物を栽培されておる状態でした。

〇〇さんに聴き取りをしたところ、今後はそばを栽培されるそうです。
対価につきましては、先ほどの件と同じく、〇〇とみなして、互いの経費以外には〇〇を発生しないということで合意されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番から2番まで、2件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。30ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番1*

畑 ほか5筆 1, 221㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。〇〇さんは青果用甘藷、加工用甘藷を生産する認定農業者です。

申請地は、〇〇から西に約100m先を左折して、約4、50m先の右側になります。

〇〇****番*、ほか5筆です。農地は甘藷が作付けされていました。契約期間は3年間で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番2*

畑 ほか3筆 1, 276㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。〇〇さんは先ほど説明いたしましたので、省かせていただきます。

申請地は、先ほど説明いたしました、〇〇の****番*の北側になります。

****番*ほか3筆で、先ほどの6筆と合わせて、一枚で甘藷が作付けされてありました。

契約期間は3年間で〇〇です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から2番まで、2件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から2番まで、2件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番から2番まで、2件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

[議長]

日程番号8、議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件については、「利用権の設定を受ける者」が宮越美秋推進委員本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、宮越美秋推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

宮越美秋推進委員は、退室をお願いします。

(宮越美秋推進委員 退室)

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。31ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 0 2 4 m² ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番、説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての新規の利用権の設定です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇前の道路を、北へ200m行った右側の1, 0 2 4 m²及び1, 0 5 4 m²の農地で、水田です。

耕作者は、宮越美秋さんで認定農業者です。現地を確認したところ、早期水稲が作付けされておりました。

期間は10年間で、年間10a当たり〇〇〇〇円ということです。

以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よつて本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

宮越美秋推進委員は、席へお戻りください。

(宮越美秋推進委員 入室)

次の2番から4番まで、3件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 8, 573 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っての新規の利用権の設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の〇〇を50m過ぎた西側の8, 573 m²の農地です。耕作者は〇〇です。

現地を確認したところ、芝が植えてありました。

期間は7年間で、金額は10a当たり〇〇〇〇円ということです。

以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 2, 739㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用しての公益社団法人宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定の申請です。

耕作者は、認定農家の〇〇〇〇さんです。

申請地は、〇〇字〇〇****番*、地目現況ともに畑、2, 739㎡。場所は、先ほどの所有権移転の件で御説明しました畑のすぐそばで、その道を更に東に〇〇に通ずる大きな道に出る手前を、右に〇〇さんの所有する農業用の管理小屋がありまして、その南側に位置します。

現在はトラクターによって耕運されている状態でした。今後は〇〇さんに聞いたところ、野菜等の作付けをしていく予定とのことでした。

契約期間は2年と6か月、賃貸料は年間10a当たり〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 394㎡ ほか4筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

昨年は〇〇〇〇さんが作られていた土地なのですが。

申請地は、大字〇〇字〇〇の農地ですが、〇〇から北西に 250 m 行ったところの 5 筆が隣接した農地です。721 番と 722 番 1 は一枚に整地された状態でした。1, 208 m²の田んぼです。道を隔てて、南に 728 番が 1, 409 m²の田とこれとすぐ西側に 727 番の 1, 202 m²の田があり、更にこれの南に 732 番の 772 m²の田んぼがありました。

今からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇さんは町内で早期水稲や飼料稲を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、春先に耕運され、少し雑草が生えた状態でした。

賃借料は 10 a 当たり〇〇〇〇円で、契約期間は 5 年間だそうです。

以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2 番から 4 番まで、3 件の案件について、一括して採決することといたします。

2 番から 4 番まで、3 件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よつて 2 番から 4 番まで、3 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の 5 番の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が橋口卓史推進委員本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の

規定により、橋口卓史推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口卓史推進委員は、退室をお願いします。

(橋口卓史推進委員 退室)

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 914㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 ○〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番、説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*は〇〇の前になりますけども、すぐ前です。914㎡の農地です。次の〇〇****番*は逆に〇〇から北西へ100m行ったところの1, 145㎡の〇〇東側の農地です。

今からの耕作者は、皆さんも御存知のとおり、〇〇〇〇さんです。認定農業者です。〇〇さんは町内で早期水稻や飼料稲を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、春先に耕運され少し雑草が生えた状態でした。

賃借料は10a当たり〇〇〇〇円で、契約期間は5年間だそうです。

以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

橋口卓史推進委員は、席へお戻りください。

(橋口卓史推進委員 入室)

次の6番から9番まで、4件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 300㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番、説明いたします。これでは、名前が〇〇さんになっていますけど、申

請されたのは〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字****番*と****番*は、〇〇の前の県道木城高鍋線を〇〇から80m行つたほどの交差点を左折して、また80mほど行つたところの左側の2,300㎡と、474㎡の農地です。

今からの耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇さんは皆さんも御存知のとおり〇〇地区の水利組合長をされております。

近年、早期水稻や飼料稲を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、一枚に整地されて、早期水稻が植えてありました。

賃借料は10a当たり粃〇〇kgで、契約期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 233㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した新規の利用権設定です。

〇〇さんは加工用甘藷、ねぎ、早期水稻を生産される認定農業者です。

申請地は、高鍋木城線を西の方に行くと、〇〇手前に〇〇の〇〇がありま

す。そこから〇〇方面に約5、600m行った先の右側になります。

〇〇****番*、****番、****番と北に並んであります。農地は早期水稻が作付けをされていました。

契約期間は5年間で、10a当たり粃で〇〇kgです。以上です。

[議長]

すみません。賃借料を。

[推進委員2番]

すみません、粃で〇〇kgです。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 1,017㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇を介して〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した新規の利用権設定です。

〇〇さんは、早期水稻、飼料稲、牧草、畜産等をされています。

申請地は、〇〇から西に約2、30m先を左折して、〇〇方面に約600m先のT字路を右折した右側になります。農地は牧草が作付けをされていました。

契約期間は5年間で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 737㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの中間管理事業を使った利用権貸借です。

申請地は、〇〇の裏の道を北へ80mほど行くと、左に入る細い農道があります。そこを100mほど行くと突き当たったところに申請地がございます。現状は、きれいにトラクターで耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、ハウスキュウリ、早期水稻、飼料稲などを栽培される認定農業者でございます。

期間は10年で、賃借料は10a当たり9,497円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

6番から9番まで、4件の案件について、一括して採決することといたします。

6番から9番まで、4件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって6番から9番まで、4件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和5年第4回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時08分)